

特例直圧給水設備の維持管理等について

お客さまの水道は増圧直結給水の対象ですが、お客さまからの申請により増圧ポンプの設置を留保し、現状の配水管圧力で建物の最上階まで直圧給水が可能なものとして、特例で直圧直結給水を認めている設備です。

このため、次の事項を十分ご理解とご承知の上、水道をご使用できるよう心がけてください。

1. 維持管理上の注意事項について

- (1) 特例直圧給水設備及びこの設備以下の装置は水道法上の給水装置であり、武蔵野市給水条例第22条により管理上の責任は、所有者、使用者の方々ご自身にあります。
- (2) 給水栓を設置する建物の階数、所要水量、配水管の水圧その他の事情変更により、給水上の支障が生じた場合又はおそれがある場合には、あらかじめ確保しているスペースを利用して、増圧ポンプ（減圧式逆流防止器及び制御装置等を含む。）を設置してください。
- (3) 制限給水時、事故時及び水道施設の工事等による一時的な断水や水圧低下に伴う出水不良が発生した場合には、共用の直圧給水栓を使用してください。
- (4) 増圧ポンプの設置又は特例直圧給水設備以下の給水装置の改造、修繕工事等の工事を行う場合は、武蔵野市指定給水装置工事事業者に依頼してください。
- (5) メータの取り替え作業が容易に行え、市水道部の検針に支障がないようにしてください。
- (6) 増圧ポンプの設置スペースを確保することを条件に、特例として認めているものですので、今後とも増圧ポンプ設置スペースの確保してください。

2. 断水等が発生する場合について

市水道部の工事等により、断水や濁り水が発生する場合は、あらかじめ水の汲み置き等をお願いいたします。

3. 譲渡する場合等について

この設備を設置した建物を第三者に譲渡又は賃貸する場合は、増圧給水設備の設置が留保されていること及び特例直圧給水条件承諾事項について十分説明し、熟知させてください。

4. 損害の補償について

この設備に起因して逆流又は漏水が発生し、損害が生じた場合の補償は、市水道部は一切負いませんのでご承知願います。

5. 所有者又は管理人の変更の届け出について

所有者または管理人に変更があった場合は、すみやかに市水道部に届け出てください。

6. 紛争の解決について

増圧給水設備の設置が留保されていること及び特例直圧給水条件承諾事項について、使用者等に周知徹底させ、特例直圧給水に起因する紛争等については、当事者間で解決してください。